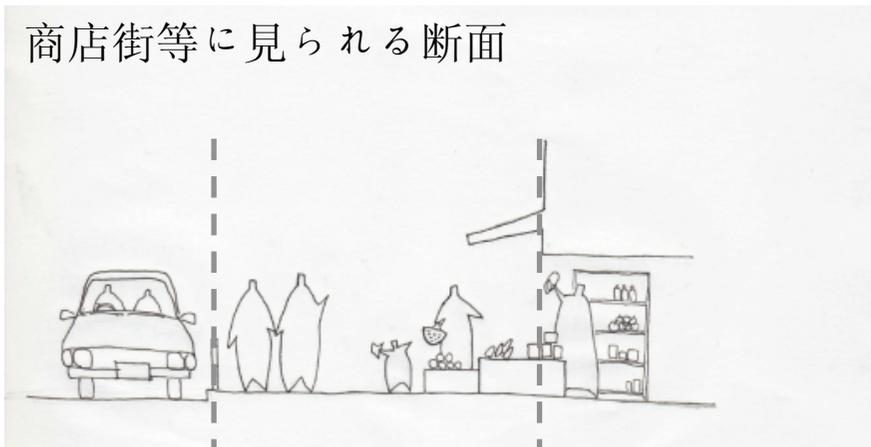


# 新建築基準法第46条【壁面線の指定】

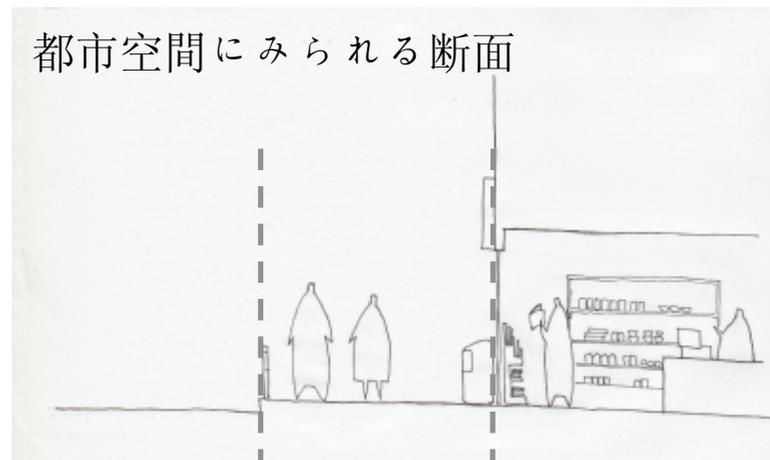
# 街路空間の比較

商店街等に見られる断面



- ・商店街や個人商店等において、道路という公共空間に看板や商品の滲みだしが見られる
- ・滲みだす風景は、街に活気やにぎわいを生み出す
- ・庇や屋根がかけられている場所において滲みだし行為が見られた

都市空間にみられる断面



- ・都市空間において、商品等の道路への滲みだし行為はあまり見られない  
(建物の後退による商品陳列は見られた)
- ・道路境界と敷地境界において明確な境界線がうかがえた

# 分析結果

- ・看板ばかりか商品のにじみ出す商店街や玄関から植林や植木鉢のにじみ出す住宅のある風景は、活気と賑わいを感じさせている。
- ・商店街などにおいては庇や屋根がかけられており、庇や屋根の下の空間には商品の陳列棚が並べられ、露店には座って物を食べる場所があり、半屋外空間などで飲食が可能になっていることで広がりゆとりを感じる。
- ・庇や屋根の下では建物内部の空間がそのまま延長され、外部と連続している。その空間において人々の活動はより活性化される。

庇や屋根がにじみ出しを誘発している

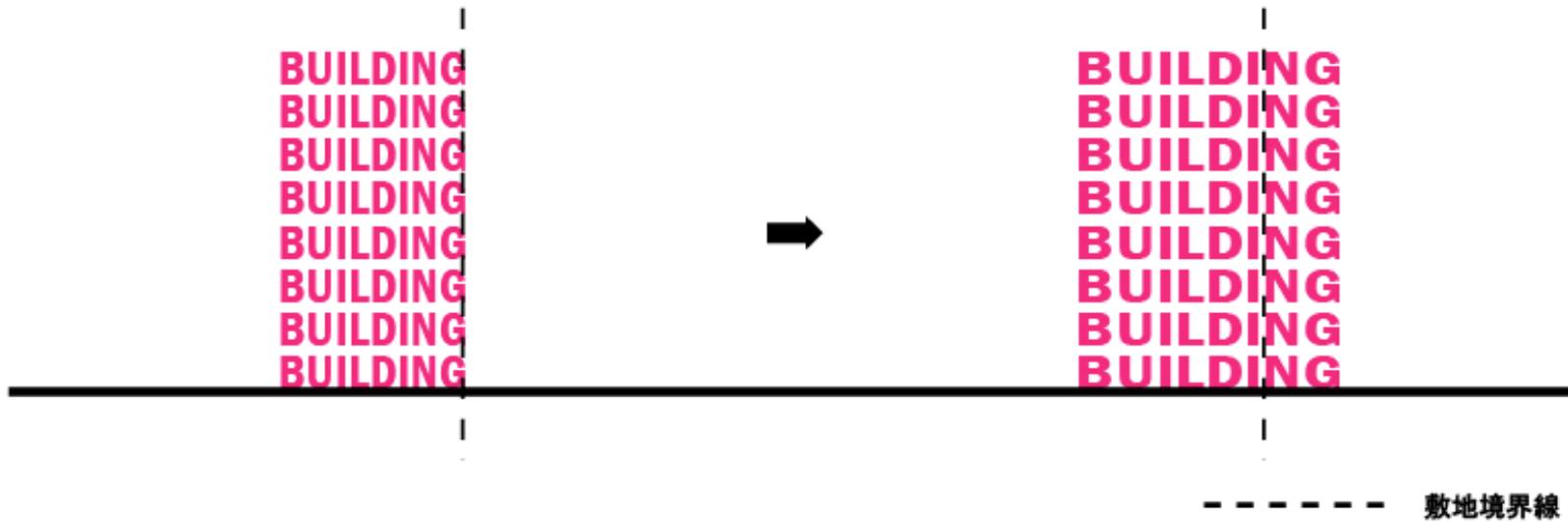
# 分析結果

しかし

- ・現在、管理された道路空間、公平性の保たれた公共空間では、道路に個々の商店や住宅からのにじみ出しは認められにくくなっている。
- ・『公』と『私』は明確な境界線があり、それによって深い隔たりが生まれており、公共と私の狭間においてその場がもつ要素が断ち切られてしまっている。

境界による分断が都市のアクティビティを損ねている

# コンセプト



現在

操作後



境界線による道 (PUBLIC) と建物 (PRIVATE) に明確な分断が見られる

道 (PUBLIC) と建物 (PRIVATE) の間に PUBLIC と PRIVATE の混在が生まれる

## 現在の法規

### 【壁面線の指定】

第46条 特定行政庁は、街区内における建築物の位置を整え環境の向上を図るために必要があると認める場合においては、建築審査会の同意を得て、壁面線を指定することができる。

この場合においては、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない

## 新しいルール

### 【壁面線の指定】

第46条 特定行政庁は、街区内における建築物の位置を整え環境の向上を図るために必要があると認める場合においては、建築審査会の同意を得て、壁面線を**前面道路上に**指定することができる。**ただし、公共の福祉の増進に資する場合に限るものとする。**

この場合においては、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない

※赤字は今回の提案

